

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
守山市	地区（湖岸工区 集落）	令和3年12月	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	19.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.5ha
(備考)	

注1：④の面積は、「(参考1) 中心経営体の一覧」の「5年後の意向」のうち、「現在からの増加分」の面積を記載します。

注2：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

生産組合設立から25年以上が経過し、樹の高樹齢化や樹形の悪化、最新品種への更新停滞、台風被害の増加等の問題が顕著になっており、出荷量は平成20年頃をピークに減少傾向にある。また、各生産者の栽培面積が小さいことからナシやブドウ生産を兼業と位置付けてきたため、これらの収入だけでは生計の核とはならず、生産者の高齢化が進む中で後継者の確保が困難になっている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

基本的には法人の認定農業者である1経営体に集約していく。手続きに関しては農地中間管理機構を積極的に活用する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

将来的な経営農地の集約化を目指し、原則として農地を機構に貸し付けていく。

### (8) スマート農業導入の取組方針

労力（作業時間）を削減できる新技術が開発された際には、積極的に導入を進める。

注：地区ごとの実情に合わせて、記載する項目を追加・変更してください。